

2017 年 12 月 20 日

香港と ASEAN、FTA と投資協定を締結(1)

～ 協定の概要 ～

2017 年 11 月 12 日、香港政府と東南アジア諸国連合(以下、ASEAN、表 1)は、自由貿易協定(以下、AHKFTA)及び投資協定に調印しました。香港にとって、物品貿易で第 2 位、サービス貿易で第 4 位¹の ASEAN との協定締結は、貿易ハブ、ビジネスハブとしての香港の役割を強化するうえで大きな意義があるものと捉えられています。特に、中国の「一帯一路」構想によって中国企業の対外進出が後押しされる中、中国企業による協定の活用動向が注目されています²。本稿では、協定の概要を纏めます。

香港と ASEAN との関係

香港政府によると、香港と ASEAN 間の物品貿易は、2012 年～2016 年の間、年平均 3.4% のペースで拡大。2016 年の貿易総額は 8,330

億香港ドルに達し、前述の通り、香港にとって 2 番目の貿易相手となっています。サービス貿易に関しては、2011～2015 年の間に年平均 3.1% のペースで拡大し、2015 年の貿易総額は 1,210 億香港ドルにのびりました。

表 1: ASEAN メンバー

ASEAN 原加盟 6 カ国	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
CLMV	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

協定の概要

香港政府と ASEAN が交渉を始めたのは 2014 年 7 月。交渉は足掛け 3 年にわたり、2017 年 9 月に妥結したと発表し、今回の調印に至りました。両協定には物品貿易、サービス貿易、投資における規制緩和等の内容が盛り込まれています(表 2)。

表 2: AHKFTA 及び投資協定のカバー範囲

物品貿易	関税の削減・撤廃
サービス貿易	市場参入規制の緩和
投資	公正で公平な投資待遇の付与
経済・技術協力	5 つの重点分野(税関協力、専門サービス、中小企業協力、貿易利便化・物流、電子商取引協力)の連携促進
知的財産権	知的財産分野での協力強化を通じた経済・貿易関係の改善
紛争解決	透明度の高い紛争解決メカニズムの構築

(出所) 香港政府の公開資料を基に作成

～ 物品貿易 ～

物品貿易では、ASEAN 側は香港原産品に対する

関税を削減・撤廃することで承諾。国別では、シンガポールは AHKFTA 発効後、全ての香港原産品に対して関税を撤廃し、他の国は品目に応じて段階的に引き上げる予定です。例えば、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、タイは、10 年以内に 85% の品目の関税を撤廃、14 年以内にその他 10% の品目の関税を撤廃する予定です(表 3)。主な品目別の国ごとの関税引き下げスケジュールは表 4、対 ASEAN 輸出の原産地規則に関しては表 5 の通りです。

一方、香港側は、AHFTA 発効時に、全ての ASEAN 加盟国の原産品の関税を撤廃することを承諾しています。

¹ 物品貿易は 2016 年、サービス貿易は 2015 年の統計に基づきます。

² AHFTA の適用対象は「香港登録企業」のため、中国企業が香港に設立した法人による活用となります。

表 3: ASEAN の関税引き下げスケジュール

	最終税率	ASEAN6		カンボジア/ラオス/ミャンマー		
		ブルネイ/マレーシア/フィリピン/タイ	インドネシア/ベトナム			
ノーマルトラック (通常品目)	ノーマルトラック品目 1	0%	85%	75%	65%	8年以内 50%
	ノーマルトラック品目 2	0%				15年以内 15%
センシティブトラック (例外品目)	センシティブ品目	0-5%	10%	10%	20%	17年以内 10%
	高度センシティブ品目	50%				20年以内 10%
除外品目		N/A	5%	15%	15%	

(出所) 香港政府の公開資料を基に作成

表 4: ASEAN の主要品目別関税引き下げスケジュール

服飾・アクセサリー	ブルネイ	3年以内に全ての関税免除
	マレーシア	10年以内に全ての関税免除
	タイ	10年以内に対象品目の98%の関税免除
	ベトナム	
貴金属・ネックレス	ラオス	8年以内に全ての関税を免除
	フィリピン	10年以内に全ての関税を免除
	マレーシア	3年以内に対象品目の93%以上の関税免除
	タイ	
腕時計及びその部品	ベトナム	10年以内に対象品目の96%以上の関税免除
	タイ	3年以内に全ての品目の関税免除
	ベトナム	10年以内に全ての品目の関税免除
	マレーシア	3年以内に対象品目の92%以上の関税免除
フィリピン		
玩具・ゲーム・運動必需品	フィリピン	10年以内に全ての品目の関税免除
	ベトナム	10年以内に対象品目の98%以上の関税免除

(出所) 香港政府の公開資料を基に作成

表 5: 原産地規則について

適用対象	関連の原産地規則を満たした香港の輸出業者は、ASEAN 輸出において優遇関税を享受可能
非完全製品の原産割合	付加価値が 40% 以上であること (計算式は表 6 をご参照)
必要事項	香港の輸出業者は、工業貿易署又は政府が認可した機関が発行した原産地証明を取得すること
規定、申請手順等	原産地規則に関する規定や原産地証明申請手順等は AHFTA 発効前に工業貿易署が公布

(出所) 香港政府の公開資料を基に作成

表 6: 域内原産割合 (RVC) の計算式

(A) 直接方式/積み上げ方式 (Build-up Method)	(B) 間接方式/控除方式 (Build-down Method)
$\frac{\text{原産材料費} + \text{労務費} + \text{製造経費} + \text{その他費用} + \text{利益}}{\text{FOB 価格}} \times 100\%$	$\frac{\text{FOB 価格} - \text{域外原材料} \cdot \text{部品価格}}{\text{FOB 価格}} \times 100\%$

～サービス貿易～

サービス貿易では、香港及び ASEAN 加盟国の双方のサービス業及びサービス提供者が、特定の免除事項を除き、もう一方の市場において、内国民待遇、各種制限（経営モデル、外資出資規制、サービス提供者又はサービス業務の総量規制、サービス取引額、雇用者数等）の削減・撤廃 という待遇を享受できるようになります。

香港企業にとって気になる ASEAN 側での市場参入規制緩和については、タイ、フィリピン、ベトナムにおいては、多くの業種で香港企業の出資比率上限が 50～100% に引き上げられるとのことです。香港のサ

ービス業に対する市場開放分野の国別の一例としては、表 7 が挙げられています。

また、ASEAN 側は香港のビジネス旅客に対する査証なしでの滞在日数の上限を、最長で 90 日間に延長しました。

一方、香港側は、ASEAN 加盟国に対しサービス業の広範な分野で規制緩和をすることを承諾。ASEAN 側の興味が強いコンピューター及び関連サービス、専門デザインサービスを中心に規制緩和を進める方向です。

表 7: 市場開放分野の一例

マレーシア	都市計画・景観設計及び海運(貨物)フォワーディングサービス
タイ	仲裁サービス、電子メールサービス
インドネシア	レストランサービス、エネルギー関連分析サービス
シンガポール	技術テスト、分析サービス、成人教育サービス

(出所) 香港政府の公開資料を基に作成

～投資～

投資分野においては香港、ASEAN 加盟国の双方が、もう一方のサービス業以外の業種の投資に対して非差別的な待遇を与え、投資を保護することで合意。投資保護に関する要求は以下を含みます。

- ✓ 公正で公平な投資待遇を付与すること
- ✓ 投資者を保護・保障すること
- ✓ 投資の収用の場合の補償に際しては、事前に合意した基準に基づき、国際通貨基金 (IMF) が定義する自由に使用可能な通貨で支払うこと
- ✓ 戦争、武力衝突、内乱又は類似の事件により発生した投資損失又は損害に対しては、非差別的な補償・待遇を与えること
- ✓ 投資及び収益の自由移転を容認すること

～その他～

その他の主な内容は以下の通りです。

- ✓ 経済・技術協力分野において、5 つの重点分野 (税関協力、専門サービス、中小企業協力、貿易利便化・物流、電子商取引協力) での連携を促進
- ✓ AHFTA 及び投資協定について、定期的な見直し体制を設け、双方が規制緩和対象の拡大等の話し合いを実施
- ✓ 紛争解決体制を設け、協定の下で発生し得る紛争を解決

*

*

*

協定は早ければ2019年1月1日に発効される予定で、発効の前提条件は香港及びASEAN加盟国のうち、最低4カ国の国内・域内での手続きが完了することです。次回の本レポートでは、協定の香港への影響などを簡単に考察します。

(執筆:株式会社三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 香港グループ)

本誌内容に関するご照会は、お取引店までご照会ください。